⑬　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑭　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⑮　手続における交渉の有無　無
⑯　契約書作成の要否　要
⑰　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
⑱　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、上記４⑴に同じ。
⑲　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑳　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で契約変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用
㉑　共同企業体（経常建設共同企業体を含む。）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円以上になるときは、構成員のうち１者は監理技術者を設置しなければならない。
㉒　本工事は、競争参加資格として「配置予定の技術者等」の配置要件を設けず、契約締結後の配置要件とする工事である。
㉓　契約締結後に配置する技術者の要件　現場代理人又は主任（監理）技術者のうち、いずれかの者が従事役職にかかわらず元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる工事経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。
求める経験　国道または自動車専用道路における、設計舗装面積（表層）８万㎡以上かつ２車線以上の新設のアスファルト舗設工事
１）工事経験について、工事のしゅん功した年度については問わない。
２）工事経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧ＪＨが発注し、平成13年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。
３）工事経験が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。
４）特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。ただし、現場代理人としての経験においては、共同企業体の形態及び出資比率にかかわらず経験として認める。
㉔　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : IKEDA Koji, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tokai-kanjo Expressway between Yamagata IC and Itonuki IC Pavement
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 13 September 2023
⑸　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 21 November 2023 (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 21 November 2023)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel. 052―222―1448

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和５年８月３日
衆議院庶務部副部長
庶務部会計課長事務取扱　元尾　竜一
◎調達機関番号　001　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　借入件名及び数量
令和５年度衆議院ＬＡＮ用ネットワーク機器等一式借入
２　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和５年８月23日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―0014 東京都千代田区永田町１－７－１　衆議院庶務部電気施設課契約係　蛭子貞一郎　電話03―3581―5111　内線35300
３　意見招請要項等の交付
⑴　交付期間　令和５年８月３日から令和５年８月23日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
⑶　交付方法　意見招請要項等の交付を希望する者は、⑴の期間内にＣＤ－Ｒ（未使用のもの）を持参又はＣＤ－Ｒと所定の郵便料金分の切手を貼付けした返信用封筒を郵送することとし、持参又は郵送したＣＤ－Ｒに意見招請要項等の電子ファイルを複製したものを無償で交付する。なお、電送によるものは受け付けない。また、交付希望者は必ず事前に上記２⑵に連絡すること。郵送する場合は、簡易書留、レターパック等の追跡可能な郵便で、交付期間の最終日時までに必ず到着するように発送すること。
４　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be leased : Lease of network equipment for the House of Representatives LAN
⑶　Time limit for the submission of comments : 17 : 00, 23 August, 2023
⑷　Contact point for the notice : EBISU Teiichiroh, Contract Section, Electric Equipment Division, General Affairs Department, House of Representatives, 1―7―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―0014, Japan. Tel. 03―3581―5111 ext. 35300

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和５年８月３日
独立行政法人国立病院機構
福山医療センター院長　稲垣　優
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　34
○第 10910 号（№10910）
１　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　物品及び数量　令和５年度医療機器等整備一式
２　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　令和５年９月４日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒720―8520 広島県福山市沖野上町４丁目14―17　独立行政法人国立病院機構福山医療センター　企画課長　松本　智　電話084―922―0001
３　仕様書案の交付
⑴　交付期間　令和５年８月３日から令和５年９月４日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　仕様書案の説明会　実施しない。